一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山馬川字下ノ門四三九の一、四三九の一二、四四〇の一、四四一の一、字松坂五一五の六、六一三の四、六二四の一、六二四の二、六二四の一〇、六二四の一六、六二七の一、六三〇の二、六三三の一、字深谷一七八三の一〇、一七八三の一四、一八一四の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町広瀬字部子甲一七九〇の一、甲一七九二の五、甲一七九二の八、甲一七九二の四二、甲一七九二の四三、広瀬山字松尾口甲二〇五〇の四、字大木牧甲二三九二の六五、甲二三九二の八八、甲二三九二の一五三、甲二三九二の一五四、甲二三九三の一三、甲二三九三の九三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県廿日市市大野字嵐谷二〇四〇の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府亀岡市篠町王子唐櫃越一の四五一、一の四五二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

○農林水産省告示第二千百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県本庄市児玉町小平字上間瀬二〇一三の六、二〇一三の八、二〇二一の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐市中勢実字後田二二六の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市北区御津矢原字熊谷一二六五の九、一二六五の一一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市中津江村合瀬字岩屋ノ戸口二三〇二の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府舞鶴市字丸田小字宮ノ谷一〇一四三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字イゲンギョ一一の三、字大北二三二の一八、二三二の一九、六一六の三三、六一六の三四、六一六の八八、六一七の五から六一七の七まで、六一七の二二、六一七の二七、六一七の二八、六一七の三九、六一七の四一の一、六一七の四六、六一七の四七、字川上五五四の一、五六〇の二、五六一の三、六八六の一、字杖立三〇、字ハヂコノ五六の一、五六の二、字貞三四九の一から三四九の三まで、三五〇、三五一、字八幡三八七の二、三八八の二、三八八の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大北六一六の三三・六一六の三四・六一七の六・六一七の四七・字川上六八六の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字大北六一七の七、字川上五五四の一、五六〇の二、五六一の三、字ハヂコノ五六の一、五六の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也